

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
水戸市	公共交通空白地区等における水都タクシー運行事業			・交通空白地区11地区(国田、柳河、大場、妻里、山根、鯉淵、上大野、下大野、稲荷第一、飯富及び酒門)に居住している住民	H28年度	水戸市交通政策課	029-291-3804	https://www.city.mito.lg.jp/page/59447.html
	タクシー利用料金の一部の助成			いずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳○A又はA ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級 ただし、在宅で自動車税や軽自動車税の減免の受けていない方	H18年度	水戸市障害福祉課	029-350-8053	https://www.city.mito.lg.jp/page/5374.html
日立市	高齢者運転免許自主返納支援事業申請者が希望する次のいずれかを1回限り交付※①～⑤の中から1つ選択(10,000円購入分)、もしくは⑥の中から2つ選択(5,000円購入分を2つ、組合せは自由) ①茨城交通㈱バスカード ②椎名観光バス㈱乗車回数券 ③日立市ハイヤー協会タクシー乗車券 ④坂下地区みなみ号乗車券 ⑤中里地区乗合タクシーなかさと号乗車券 ⑥ア 茨城交通㈱バスカード イ 椎名観光バス㈱乗車回数券 ウ 日立市ハイヤー協会タクシー乗車券 エ 坂下地区みなみ号乗車券 オ 中里地区乗合タクシーなかさと号乗車券	○	65歳以上	いずれも該当する方 ・市内に住民登録がある方 ・運転免許証返納手続き後、1か月以内に申請された方	H23年度	日立市コミュニティ協働課	0294-22-3111 (内線515)	https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/007/010/p004293.html
	タクシー利用料金の一部を助成。(チケット制、上限額:15,000円)			・妊産婦及び乳児(生後1歳未満) ・市内に住民登録がある ・次の目的により利用したタクシー費用(妊産婦健診、出産と退院、産後ケア、乳児健康診査、予防接種、体調不良時の通院) ・原則、市内医療機関通院時	H28年度	日立市健康づくり推進課	0294-21-3300	https://www.city.hitachi.lg.jp/kosodateoen/mokuteki_sagasu/1007202/1002738/1001678.html
	タクシー利用料金の一部を助成(上限月額5,000円)			いずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1～3級の方 ・身体障害者手帳(視覚障害、下肢機能障害)4級の方 ・療育手帳㊟・Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	S53年度	日立市障害福祉課	0294-22-3111 (内線458)	https://www.city.hitachi.lg.jp/fukushikenko/shogai/1001887/1001895.html
	福祉作業所等の障害者就労支援施設利用者の交通費の一部を助成(片道交通費1か月分)			日立市から、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)の支給決定を受けている方で、市内外の障害者就労支援施設にバス、鉄道等の公共交通を利用して通所している市内居住の方 ※ ただし、十王福祉作業所に通所する方で、巡回バスの無料乗車証の配布が受けられる方を除く。	H26年度	日立市障害福祉課	0294-22-3111 (内線458)	https://www.city.hitachi.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/001/878/pdf.pdf ※該当ページP.33
	タクシー乗車費助成券の交付(500円×10枚＝5,000円分)		70歳以上	・市内に住民登録があり、在宅生活する者 ・居宅要支援被保険者等若しくは要介護1以上 ・80歳以上は、市内に住民登録が有り、在宅生活していることのみが要	H30年度	日立市高齢福祉課	0294-22-3111 (内線229)	
	路線バス運賃カードの割引販売(販売価格5,000円相当のカードを1,000円で販売)		70歳以上	・市内に住民登録がある	H28年度	日立市高齢福祉課	0294-22-3111 (内線229)	
	路線バス通学用定期券購入費の2割を助成(100円未満切捨て)		小、中学生、高校生 (申請者(助成金交付先)は上記の子どもを養育する保護者)	(対象要件) ・市内在住 ・市税等の滞納がないこと (対象経費) ・市内のバス停留所を発地又は着地とする路線バス通学用定期券の購入に要した経費	R2年度	日立市都市政策課	0294-22-3111 (内線224)	https://www.city.hitachi.lg.jp/kosodateoen/mokuteki_sagasu/1007202/1015912.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
土浦市	デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費を全額助成(令和7年度～ 17,000円分)	○	65歳以上	平成27年6月以降に運転免許証を返納した方 一度のみ	H27年度	土浦市保健福祉部高齢福祉課	029-826-1111 (内線2479)	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000236.html
	デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の年会費を一部助成(令和7年度～ 15,000円分)		65歳以上	上記以外介助者も含む	H20年度	土浦市保健福祉部高齢福祉課	029-826-1111 (内線2479)	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000236.html
古河市	古河市高齢者運転免許証自主返納支援事業	○	65歳以上	いずれかに該当する場合 ・運転免許証を自主的に返納し、返納時に満65歳以上だった人 ・運転免許証を失効し、失効時に満65歳以上だった人	R1年度	古河市交通防犯課	0280-92-3111	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/koutuu/3/11396.html
	古河市循環バスぐるりん号シルバーパス(1乗車100円)		65歳以上	市内在住	R5年度	古河市交通防犯課	0280-92-3111	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/koutuu/3/16925.html
	古河市高齢者通院等交通費助成事業		65歳以上	自力での通院または家族による送迎が困難な在宅高齢者で次のいずれかに該当する人 ①65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の人 ②70歳以上の高齢者 ③要介護及び要支援認定者 (種別割減免、障害者福祉タクシー利用者は対象外)	H18年度	古河市高齢介護課	0280-92-4921	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/koureikaigo/6/12317.html
	古河市高齢者外出支援タクシー運賃助成事業		75歳以上	市内在住	R5年度	古河市高齢介護課	0280-92-4921	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/koureikaigo/6/18143.html
石岡市	石岡市乗合タクシー(乗合タウンメイト)		全年齢	市内在住(利用者登録が必要)	H18年度	石岡市社会福祉協議会 石岡市都市計画課	0299-22-2411 0299-23-1111	https://www.city.shioka.lg.jp/shigoto_sangyo_machi/kotsu/kokyokotsu/page000730.html
結城市	・高齢者タクシー 自宅から指定目的地の間を、距離に関係なく片道1,000円で利用できる。※要予約 運行日 月曜日～金曜日 (土日祝日、8/13～16、12/29～1/3は運休) 利用時間 午前9時～午後3時		65歳以上	・市内在住	R5年度	結城市保健福祉部 介護福祉課	0296-45-6672	https://www.city.yuki.lg.jp/kenkou-iryou-fukushi/koureishafukushi/service/page008133.html
	・市内巡回バス 市内各地を結ぶ7路線を無料で利用できる。 運行日 月曜日～土曜日 ※各路線の時刻表による (日曜日、祝日、8/13～16、12/29～1/3は運休)		全年齢		H16年度	結城市企画財務部 企画政策課	0296-34-0437	https://www.city.yuki.lg.jp/kurashi-tetsuzuki/kankyou-koutsuu/koutsuu/page003202.html
龍ヶ崎市	・NPO法人等の移送サービスを利用して通院や買物等に出かける費用の一部を助成します。 (移送サービス1回当たりの最低利用料金の3分の2の額を月6回まで助成)		概ね65歳以上	・市内在住 ・要介護／要支援の認定を受けている	H12年度	龍ヶ崎市福祉総務課	0297-64-1111 (内線606)	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/fukushi/fukushi/service/koureisixyagaixyut.html
	・龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業	○	65歳以上	・市内在住 ・平成23年11月1日以降に運転免許の全部を返納した方	H24年度	龍ヶ崎市都市計画課	0297-64-1111 (内線467)	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/seikatsu/kokyokotsu/2013081501814.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
下妻市	・タクシーの乗車料金を助成する券を交付 ※助成額:500円／1枚 ※交付枚数:4月～9月申請者 50枚 10月～3月申請者 25枚 ※1回の乗車につき最大5枚まで使用可		65歳以上	65歳以上の方で自動車の運転免許証を保有しない方。 ※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方、障害者福祉タクシー助成券の交付を受けている方を除く。	H19年度	下妻市長寿支援課	0296-43-2111(代)	https://www.city.shimotsuma.lg.jp/k-enko-fukushi/korefukushi/support/page000282.html
	・コミュニティバスの利用運賃を減額 ※通常一回あたり大人200円のところ、100円で乗車可	○	65歳未満	要下妻市高齢者運賃割引証提示	H28年度	下妻市企画課	0296-43-2111(代)	https://www.city.shimotsuma.lg.jp/k-okyokotsu/simonechanbus/page001742.html
常総市	予約型乗合交通『ふれあい号』利用券20,000円分の交付(1人につき1回限り)	○	65歳以上	・常総市民の方 ・有効期限内のすべての種類の運転免許を自主返納した方 ・自主返納したときに満年齢65歳以上の方 ・自主返納日の翌日から起算して6カ月以内に申請された方 ・市税・国民健康保険税その他の使用料を滞納していない方	H29年度	常総市防災危機管理課	0297-23-2111 (内線2230・2240)	https://www.city.ijosho.lg.jp/kurashigyousei/kurashi/bo-usai/koutsu/koutsuanzenno.douro/jishuhenno.html
常陸太田市	いずれかを助成 ・市内路線バスICカード(10,000円分) ・市内タクシー利用券(10,000円分)	○		・市内に住民登録がある ・H28.10.1以降にすべての運転免許を自主返納した方	H28年度	常陸太田市地域公共交通活性化協議会事務局 (常陸太田市企画課)	0294-72-3111 (内線311)	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page008896.html
	市内路線バス運賃の2分の1を割引(ICカード利用) ※高速バスは当該助成の対象外。		75歳以上	・市内に住民登録がある ・茨城交通株式会社が販売する記名式の路線バスICカードを購入した方	H28年度	常陸太田市企画課	0294-72-3111 (内線311)	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page004203.html
	医療機関受診時の、自宅から市内医療機関または、市が指定する市外の医療機関(認知症外来のみ)までのタクシー代の助成(月4回まで) ・要支援、要介護認定者 自己負担 2割 ・一般高齢者 自己負担 5割		65歳以上	・ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で自動車を使用する同居者(敷地内同居も含む)がいない方	H15年度	常陸太田市高齢福祉課	0294-72-3111 (内線131)	https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page000558.html
高萩市	タクシー利用券又は交通系ICカードをいずれか又は組み合わせて3万円分を交付 ・タクシー利用券 ・茨城交通(株)発行 交通ICカード「いばっぴ」 ※支援は1人につき1回限り	○	65歳以上	・平成29年4月1日以降に、すべての運転免許を自主返納した方 ・高萩市に居住しており、かつ高萩市の住民基本台帳に登録がある方 ・市税等に滞納の無い方	H29年度	高萩市総務課	0293-23-2119(直通)	https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/kurashi/koutsu/page005658.html
	市内路線バス乗車運賃の半額助成 ・茨城交通(株)が運行する市内バス路線		65歳以上	・高萩市に居住しており、かつ高萩市の住民基本台帳に登録がある方	R3年度	高萩市生涯現役推進課	0293-23-1125(直通)	https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/kurashi/koutsu/page005096.html
	路線バス通学定期券購入助成(補助金額:通学定期券運賃の20%) ・茨城交通(株)		学生又はその保護者	・市内在住の学生(高校・大学・専門学生)又はその保護者で市内路線バスの通学定期券を購入する方	R3年度	高萩市企画財政課	0293-23-2118(直通)	https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/kurashi/koutsu/page007491.html
北茨城市	・タクシー利用料金の一部を助成 (1枚500円のタクシー助成券を年間60枚交付)	○	65歳以上	以下の全てに該当する場合 ・市内に住所を有している ・自動車やバイクの免許の交付を受けていない方、返納した方 ・市税等の滞納がない方	H24年度	北茨城市まちづくり協働課	0293-43-1111 (内線192)	city.kitaibaraki.lg.jp/docs/2019022200013/
笠間市	令和7年度で廃止							

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
取手市	取手市コミュニティバス シルバー割引定期券を販売 (3,000円で3か月間有効)		70歳以上	・市内在住	H18年度	取手市都市計画課	0297-74-2141	https://www.city.toride.ibaraki.jp/to-shikeikaku/kurashi/sumai/bus/riyo.html
牛久市	・デマンド型乗合タクシー『うしタク』運賃の割引 (1人片道700円を100円割引)		65歳以上	・市に住民登録がある ・乗合タクシーの会員登録がある	R2年度	牛久市政策企画課	029-873-2111	https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page009494.html
	・地域連携公共ライドシェア運賃の割引 (1人片道700円を100円割引)		65歳以上	・牛久市の市街化調整区域に自宅又は実家がある(要事前登録)	R6年度	牛久市政策企画課	029-873-2111	https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page009494.html
つくば市	つくば市高齢者運転免許自主返納支援事業 コミュニティバスつくバス乗車券又はPASMOカードのどちらかを1回限り交付 ※運転免許有効期限に応じた金額 1年未満 6,000円 1年以上2年未満 8,000円 2年以上 10,000円	○	65歳以上	・市内に住民登録がある。 ・運転免許の全部を返納した。	H20年度(平成21年1月～)	つくば市建設部防犯交通安全課	029-883-1111	https://www.city.tokuba.lg.jp/soshikikarasagasu/kensetsububohankotsu/anzaenka/gyomuannai/1/1/1000621.html
	つくば市高齢者運賃割引証 コミュニティバスつくバス、乗り合いタクシーつくタク及び筑波地区支線型交通つくばね号の運賃が、割引証提示により半額。		65歳以上	市内に住民登録がある。	H22年度 (平成23年2月～)	つくば市都市計画部総合交通政策課	029-883-1111	https://www.city.tokuba.lg.jp/kurashi/kotsu/bus/index.html ※上記ホームページ内「割引制度について(つくバス・つくタク・つくばね号)」を参照
	タクシー利用料金の一部を助成 (運賃助成券500円×24枚を交付)		①65歳以上 ②70歳以上 ③70歳以上 ④80歳以上	①単身世帯 ②高齢者のみの世帯 ③市民税非課税世帯 ④令和6年度から世帯の状況に関わらず対象になります。	H21年度 (平成21年4月～)	つくば市役所福祉部高齢福祉課	029-883-1111	https://www.city.tokuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibukoreifukushika/gyomuannai/6/1/1001325.html
ひたちなか市	スマイルあおぞらバス無料乗車バス交付	○	65歳以上	・市内在住 ・免許返納後6か月以内に申請	H23年度	ひたちなか市生活安全課	029-273-2958	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/
鹿嶋市	デマンド型乗合いタクシー 運行区域:市内全域 運賃:600円または900円または、1,200円(障がい者や未就学児は割引有り) 運行日:平日のみ			市内在住、年齢制限なし、 免許の有無は関係なし	H30年度	鹿嶋市政策企画部 広報秘書課	0299-82-2911	https://city.kashima.ibaraki.jp/soshiki/15/1407.html
潮来市	免許返納者に対し、路線バス乗車券20,000円分の交付(1人につき1回限り)	○	75歳以上	・市内在住 ・市内にて返納後6か月以内に申請	R3年度	潮来市高齢福祉課	0299-63-1111	https://www.city.itsuko.lg.jp/page/page004379.html
	3月末まで利用可能な1枚300円分のタクシー助成券を80枚交付(年度ごとに、1人につき1回限り)		75歳以上	・市内在住 ・福祉タクシー助成対象でないこと ・運転免許を持っていないこと ・介護保険の施設等に入所していないこと	R3年度	潮来市高齢福祉課	0299-63-1111	https://www.city.itsuko.lg.jp/page/page004379.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
守谷市	モコバス(コミュニティバス)及びデマンド乗合交通の共通利用券(10500円・1回限り)	○	返納時65歳以上又は満64歳以上で運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の1ヶ月前から誕生日の前日までに返納した者	市内に住民登録あり	現様式はR6.2～。ただし、免許返納支援事業自体はH27から	守谷市都市計画課	0297-45-1111	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/curashi-tetsuzuki/koutsu/1002163/1002201.html
	シルバーお出かけパスの発売		満70歳以上	市内在住障がい者割引などその他割引適用外 市内バスのみ	H21～			https://www.city.moriya.ibaraki.jp/curashi-tetsuzuki/koutsu/1002163/1002164/1002177/1002180.html
	医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の一部助成券を交付(1枚500円で、1回の利用につき2枚まで・36枚/当該年度)		70歳以上	・70歳以上のひとり暮らしのもので、同一敷地内又は同一建物内に親族その他のものと同居せず、かつ、住民税非課税のもの ・70歳以上の者のみの世帯で、同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居せず、かつ、住民税非課税世帯に属する者	H7年度	健幸長寿課		https://www.city.moriya.ibaraki.jp/enkou-fukushi/shougai-fukushi/1003200/1003209.html
常陸大宮市	・タクシー利用券の一部を助成		65歳以上	いずれかに該当する場合 ①満65歳以上の方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③療育手帳の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ⑤難病の医療受給者証の交付を受けている方	H17年度	常陸大宮市保健福祉部 長寿福祉課	0295-52-1111(代表)	http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/page/page001392.html
	・いずれか一つを支援 茨城交通バスICカード(12,000円分) 市内乗合タクシー利用券(12,000円分) 茨城交通バスICカード+市内乗合タクシー利用券(各6,000円分)	○	65歳以上	・市内在住 ・市税等の滞納がない方 ・運転免許証を自主返納又は失効した日から1年を経過しない方	H29年度	常陸大宮市民生活部 生活環境課	0295-52-1111(代表)	https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/kurashi-gyousei/kurashi-sumai/news/page009829.html
那珂市	デマンド交通「ひまわりタクシー」の特別利用券15,000円分を、申請に基づき、対象者一人につき一回交付(交付日から無期限有効)	○	制限なし	以下すべてに該当する場合 ・運転免許を自主返納又は失効した日から1年を経過しない市民の方 ・市税等の滞納がない方	H29年度	建設部都市計画課	029-298-1111 (内線353)	https://www.city.naka.lg.jp/kurashi-tetsuduki/koutsu-bouhan/koukyoukoutsu-riyou/page006281.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
筑西市	・タクシー利用助成券10,000円分(500円×20枚)	○	無	次のすべてに当てはまる方 ・過去に同事業による優遇を受けていない ・自主返納日から1年を経過していない ・自主返納時に市内に在住している ・道路交通法に規定するすべての運転免許を自主返納している	タクシー助成券: 平成31年度(平成31年4月1日)	筑西市都市建設部 まちづくり課	0296-20-1181(直通)	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page005743.html
	以下のいずれかを交付 ・筑西市バス共通お試し乗車券2,000円分(200円×10枚) ・デマンドタクシー「のり愛くん」お試し乗車券3,000円分(300円×10枚)	○	無	次のすべてに当てはまる方 ・過去に同事業による優遇を受けていない ・自主返納日から1年を経過していない ・自主返納時に市内に在住している ・道路交通法に規定するすべての運転免許を自主返納している	のり愛くん又はバスのお試し乗車券:平成29年度(平成30年3月1日)	筑西市都市建設部 まちづくり課	0296-20-1181(直通)	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page005743.html
坂東市	コミュニティバス、デマンドタクシー、巡回バス、民間タクシーで利用できる公共交通利用券15,000円分を返納時の1回のみ交付 ※巡回バス、民間タクシーは一部事業者のみ	○	65歳以上	免許証を自主的に返納又は失効した方で、返納又は失効時に65歳以上であった方	R2年度	坂東市交通防災課	0297-21-2180	https://www.city.bandou.lg.jp/page/page006071.html
	コミュニティバス、デマンドタクシー、巡回バス、民間タクシーで利用できる公共交通利用券15,000円分を毎年度交付(要申請) ※巡回バス、民間タクシーは一部事業者のみ		65歳以上	いずれかに該当する方 ・65歳以上の単身世帯 ・交通手段を持たない75歳以上の高齢者のみの世帯	R2年度	坂東市介護福祉課	0297-21-2193	https://www.city.bandou.lg.jp/page/page006628.html
	コミュニティバス、デマンドタクシー、巡回バス、民間タクシーで利用できる公共交通利用券15,000円分を毎年度交付(要申請) ※巡回バス、民間タクシーは一部事業者のみ			・身体障害者手帳1級、2級、1種3級の方 ・療養手帳マルA及びAの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方	R2年度	坂東市社会福祉課	0297-21-2190	https://www.city.bandou.lg.jp/page/page000252.html
稲敷市	タクシー利用料金の一部を助成(地域交通利用料金補助事業)			市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 満65歳以上の方(※基準日:当該年度の4月2日) 障害者手帳や、療養手帳、指定難病特定医療受給者証等を所持している妊産婦の方 上記以外の理由で移動が困難な状況の方(※担当者までご相談ください。)	H21年度	稲敷市役所地域振興部 産業振興課	029-892-2000	https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page010473.html
かすみがうら市	以下のいずれかの支援内容を対象者に選択して頂く ①かすみがうら市デマンド型乗合タクシー回数券支給(21,000円分) 申請は1人1回限り。	○	65歳以上	・市内に住民登録があること ・自主返納をしてから6か月を経過していないこと ・かすみがうら市高齢者運転免許自主返納支援自転車等購入助成金の交付を受けていないこと	H29年度	都市建設部都市整備課	029-897-1111 (内線:2606、2607)	https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/dir006383.html
	②電動アシスト自転車等購入費の一部助成(購入費の1/2(上限 50,000円)) 申請は1人1回限り。	○	自主返納時に満65歳以上	・市内に住民登録があること ・自主返納をしてから6か月を経過していないこと ・市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないこと ・かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納事業による支援(乗合タクシー回数券21,000円分)を受けていないこと ・申請をする年度にかすみがうら市タクシー利用料金助成事業による助成を受けていないこと ・補装具費支給事務取扱指針による補装具費のうち、自転車等に係る補装具費の支給対象でないこと	R6年度	都市建設部都市整備課	029-897-1111 (内線:2606、2607)	https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/dir006383.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
桜川市	タクシー運賃助成事業(1枚500円のタクシー助成券60枚を交付)		18歳以上	・市内在住の75歳以上の方 ・18歳以上74歳以下で運転免許を持っていない方	令和5年度	桜川市建設部都市整備課	0296-58-5111	https://www.city.sakuragawa.lg.jp/kurashi/koutsu/page009460.html
神栖市	タクシー利用券18,000円分(300円×60枚)	○	65歳以上	・市内に住民登録があり, 3年以上居住 ・市税等納入状況に問題がない(滞納・未納がないこと)	H29年度 (事業開始) ※R4年度 (一部改正)	神栖市防災安全課	0299-90-1131	https://www.city.kamisui.ibaraki.jp/living/safety/1000947/1000948.html
行方市	行方市デマンド型コミュニティバス乗合タクシー 運行・乗降場所:行方市内 料金:1回500円		全年齢	市内に住所を有するもの	R3年度	行方市企画政策課	0299-72-0811	https://www.city.namagata.ibaraki.jp/seikatsu/koukyokoutsu/page012819.html
鉾田市	・デマンド型乗合タクシー「ほこまる号」 運行区域:市内全域、運賃:500円(小学生以下や障害者・要介護者等は割引有)、運行日:平日のみ		年齢制限なし	・市内在住	R3年度	鉾田市まちづくり推進課	0291-36-7154	https://www.hokota-demand.com/
	・「鉾田市市外限定デジタルタクシー利用助成事業」 市外医療機関への通院時に市に登録されたタクシー会社を利用することで、運賃の一部を助成する。 利用できる行先:鉾田市内から市外医療機関 または 市外医療機関から鉾田市内。※歯科医院、接骨院、針灸を除く。 助成額:1回の利用につき運賃の2分の1以内 ※年間助成限度額 一人25,000円(4月～3月) 利用できる日時:平日 8:00～16:00		年齢制限なし	・市内在住	R6年度 (7月1日～)	鉾田市まちづくり推進課	0291-36-7154	https://www.city.hokota.lg.jp/page/page006535.html
つくばみらい市	タクシー利用料金の一部を助成 (医療機関等を利用する場合)			障がい者手帳の障がいの等級が条件を満たし、自動車税等の減免を受けていない市内在住の方	H18年度	つくばみらい市社会福祉課	0297-58-2111	https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page000731.html
	タクシー利用料金の一部を助成 (医療機関等を利用する場合)		75歳以上	75歳以上の高齢者のみの世帯で、同一敷地内または同一建物内に親族その他の者と同居せず、かつ、住民税非課税世帯に属する市内在住の者	H18年度	つくばみらい市介護福祉課	0297-58-2111	https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page002463.html
	コミュニティバスの運賃(無料)		65歳以上	市内在住	R6年度	つくばみらい市都市計画課	0297-58-2111	https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page001539.html
	交通費の一部助成 ・デマンド乗合タクシー利用券 ・PASMO ※1人1回限り交付(上限1万円)	○	65歳以上	市内在住	H29年度	つくばみらい市防災課	0297-58-2111	https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page001714.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
小美玉市	・小美玉市高齢者等外出支援事業 運転免許証を所持していない者、または運転免許証を返納した者にタクシー利用券56枚綴り(1枚500円)を発行。利用券は1回の乗車で4枚まで利用可能(高齢者移送支援事業サービスの乗車券とは併用不可)。		70歳以上	60歳以上で、下肢または視力障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている者	H17年度	小美玉市介護福祉課	0299-48-1111	https://www.city.omitama.lg.jp/0555/info-0000006798-0.html
	・小美玉市高齢者移送支援事業 介護タクシー利用券56枚綴り(1枚500円)を発行。利用券は1回の乗車で8枚まで利用可能(高齢者等外出支援サービスの乗車券とは併用不可)。		65歳以上	以下の全てに該当する者 ・65歳以上 ・車いすまたはストレッチャーを使用しなければ外出が困難である ・要介護3・4・5の認定を受けている ・在宅 ・高齢者等外出支援事業を利用していない	R7年度	小美玉市介護福祉課	0299-48-1111	https://www.city.omitama.lg.jp/0555/info-0000006798-0.html
	・コミュニティバスの利用運賃を2分の1割引		65歳以上		H25年度	小美玉市都市整備課	0299-48-1111	https://www.city.omitama.lg.jp/0102/info-0000007825-0.html
	・小美玉市定額タクシー タクシーの運賃を距離に応じて(自己負担500円、1,000円、2,000円、3,000円以上)とする。 ※令和9年3月31日までの運行実証事業		70歳以上	60歳以上で、下肢または視力障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている者	R7年度	小美玉市都市整備課	0299-48-1111	https://www.city.omitama.lg.jp/0102/info-0000011258-0.html
茨城町	茨城町デマンド型乗合タクシー	○	65歳以上	町の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当し、利用者登録をした方。 (1)65歳以上の方 (2)運転免許証を自主返納した方 (3)身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかを所持の方 (4)要介護認定・要支援認定を受けた方または介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方 (5)疾病等(感染症は除く)により一時的に車の運転が困難な方	R1年度	茨城町地域政策課	029-215-8003 (内線232)	https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/gyousei/machitukuri/kokyokotsu/001826.html
	茨城町高齢者等福祉タクシー助成事業	○	70歳以上	町内に住所を有する高齢者等で、次のいずれかに該当する方。 (1)70歳以上の高齢者で運転免許証の交付を受けていない方 (2)身体障害者手帳 1級または2級 (3)療育手帳 ○AまたはA (4)精神保健福祉手帳 1級または2級 (5)その他町長が必要と認める方 ※上記にかかわらず、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は、助成の対象とはなりません。	H22年度	社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会	029-292-7141	https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/news/division2/shakaifukushi/gyomu/001516.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
大洗町	町内循環バス回数券の交付(10冊(1冊は100円の回数券11枚綴))	○	65歳以上	町内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方 (1)自主返納をしたときに満65歳以上で、自主返納から1年以内である方 (2)満64歳以上で、誕生日の1カ月前から前日までに自主返納をした方	H30年度	大洗町生活環境課	029-267-5111	https://www.town.oarai.lg.jp/cat1/koutsu/mennkyohannnou/28029/
	500円タクシー運行事業 タクシー利用料金の一部を助成(1回あたり500円を超える分)		-	町内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方 ・75歳以上の方 ・障害者手帳の交付を受けている方 ・介護保険の認定を受けている方 ・妊娠している方 ・未就学児(保護者同伴)	R6年度	大洗町まちづくり推進課	029-267-5111	https://www.town.oarai.lg.jp/cat1/koutsu/taxi/22641/
	障害者福祉タクシー利用料金助成事業 タクシー利用料金の一部を助成(1回あたり660円(上限)分)		-	町内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方(ただし、自動車税など減免を受けている方は対象外) ・身体障害者手帳(1～2級のみ)の交付を受けている方 ・療育手帳(マルA～Aのみ)の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳(1～2級のみ)の交付を受けている方	H16年度	大洗町福祉課 (大洗町社会福祉協議会へ委託)	029-266-3021	https://www.town.oarai.lg.jp/kennkoufukushi/shiennwohituyoutosurukatahe/josei-shougaishanokatahe
城里町	下記支援のうち、希望するいずれかの物を選択し、一回に限り支給を行う。 ・茨城交通バスICカード乗車券 12,000円分 ・城里町デマンドタクシー利用券 12,000円分 ・茨城交通バスICカード乗車券及び城里町デマンドタクシー利用券 各 6,000円分	○	65歳以上	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本町の住民基本台帳に記録されている、免許返納時に満年齢65歳以上の者 (2) 平成23年4月1日以降に運転免許を自主返納した者 (3) 町税を完納している者	H23年度	城里町役場町民課	029-288-3111(代)	https://www.town.shirosato.lg.jp/page/page002229.html
	自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)であり、町外の8箇所(水戸市4、笠間市1、茨城町1、常陸大宮市2)の総合病院への運送。 ・個人負担額は、1kmあたり100円。 ・利用可能日時は、平日の午前9時～午後5時。 ・利用日の1週間前までに電話予約。 ・運行予約の前に、社会福祉協議会での事前登録が必要となる。	○	75歳以上	町内に住所を有する、75歳以上で運転免許を保有していない方	R6年度 【試験運用期間。令和7年9月30日まで】 正式な延長の可否は7月以降の理事会で決議。	城里町役場まちづくり戦略課	029-288-3111(代)	https://www.town.shirosato.lg.jp/page/page006803.html
東海村	希望するいずれかを1回限り交付 ①東海村デマンドタクシー電子クーポン21,000円分 ②茨城交通ICカード乗車券「いばっぴ」20,000円分 ③JR東日本交通系ICカード「Suica」20,000円分 ④東海村商工会!共通金券!20,000円分(登録店舗で使える金券) ⑤ICカード「とっかいむらWAON」20,000円分	○	65歳以上	-	平成29年度	東海村役場 くらしの安全課 生活環境・空き家担当	029-282-1711	asagasu/somminseik
	高齢者や障がい者が、外出をするためにタクシーを利用した場合、タクシー利用料金の半額(1回につき限度額5,000円)を助成 【発行枚数】 ※対象者によって発行枚数が異なる。対象者は右記「事業の対象となる者」を参照 ※年度内下記いずれか1回限り発行		65歳以上	①65歳以上で要支援1・2の方 ②65歳以上で要介護1～5の方		東海村役場 福祉部 地域福祉課 高齢支援担当 (①②に該当する方)	029-282-1711	daigo fukushi/koreish
	①最大 24枚(5月以降の申請からは月2枚ずつ減少) ②～④ 最大 72枚(5月以降の申請からは月6枚ずつ減少) ⑤ 最大168枚(5月以降の申請からは月14枚ずつ減少)	○	年齢要件なし	③ 身体障害者手帳1～3級または、療育手帳 マルA・Aまたは、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ④ 指定難病特定医療費受給者証または、一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ⑤ ③・④該当者のうち、慢性透析療法治療者	H18年度 (R5年度に対象者等拡充)	総合福祉センター「絆」 福祉部 総合相談支援課 障がい福祉担当 (③～⑤に該当する方)	029-287-2525	arasagasu/fukushib
大子町	大子町タクシー利用助成事業(4分の3助成)		満65歳以上	いずれかに該当する場合 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手当の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・自立支援医療費を受給している方 ・障害年金を受給している方 ・特別障害給付金を受給している方	H26年度	大子町まちづくり課	0295-72-1131	https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page000915.html

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
美浦村	・美浦村デマンド型乗り合いタクシー登録料の助成(2,000円) ・美浦村デマンド型乗り合いタクシー利用券の助成(6,000円分) ※支援は1人につき1回限りです。	○	65歳以上	以下①～④全てに該当する場合 ①美浦村の住民基本台帳に登録のある、美浦村民の方。 ②平成25年4月1日以降に、運転免許のすべてを自主返納した方 ③自主返納をしたときに、満年齢65歳以上の方。 ④村税を完納している方。	H25年度	美浦村経済建設部生活安全課	029-885-0340	https://www.vill.miho.lg.jp/page/page007980.html
阿見町	○阿見町高齢者運転免許自主返納支援事業 ・阿見町デマンドタクシー利用券11,000円分を支給 ※R8.10月から選択肢に「タクシー利用助成券10,000円分を支給」を追加	○	75歳以上 ※R8.10月から65歳以上	・住民登録があること ・自主返納してから1年を経過していないこと ・町税を滞納していないこと	R3年度	阿見町町民生活部生活環境課	029-888-1111	https://www.town.ami.lg.jp/
	○阿見町障害者福祉タクシー利用料金助成事業 (1)タクシーの利用 1回の乗車につき距離2キロメートル相当額を助成 (2)移送団体の利用 1回の利用につき500円を助成 ・助成金の交付回数は、年間36回を限度とする。ただし、慢性透析療法を実施している方については、年間60回を限度とする。			・町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方(自動車税又は軽自動車税を減免されている方を除く) (1)身体障害者手帳1級又は2級 (2)療育手帳((A))又はA (3)次の要件のいずれをも満たす方 ア 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級 イ 自立支援医療受給者証の交付を受けている方	H22年度	阿見町保健福祉部社会福祉課	029-888-1111	https://www.town.ami.lg.jp/
	○阿見町要介護認定者福祉タクシー利用料金助成事業 ・福祉タクシーの利用料金の1割に相当する額(10円未満切上)を減じて得た額を助成、1回当たりの上限は4,000円 ・年間24回まで			・町内に住所を有し、次のいずれにも該当する方 (1)要介護の認定を受けていること (2)車いす又はストレッチャーによる移動が必要との医師の証明書等があること (以下に該当する方を除く:自動車税又は軽自動車税の減免、障害者福祉タクシーの助成、介護保険施設に入所、グループホーム等で生活)	H30年度	阿見町保健福祉部高齢福祉課	029-888-1111	https://www.town.ami.lg.jp/
	○阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業 ・タクシーの利用1回につき5,000円を上限とし、1回の妊娠につき30,000円まで			・次に該当する方 町住民基本台帳に登録あり、母子健康手帳を保有、妊娠中又は出産後2か月以内、世帯全員が町税滞納なし ・次のいずれかの目的で、自宅から医療機関への往復に利用 (1)妊産婦健診の受診 (2)陣痛時の通院 (3)妊娠、出産に係る入退院	R6年度	阿見町保健福祉部おやこ支援課	029-888-2943	https://www.town.ami.lg.jp/
河内町	タクシー利用料金の一部を助成 月6回を上限に、1回当たり2,000円までを助成		65歳以上	町内に住所を有しいずれかに該当する者 ・運転免許証がない者 ・何らかの理由で自動車を利用できない者	R4年度	河内町福祉課	0297-84-6981	https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/page/page000291.html
八千代町	タクシー利用料金を一部助成(初乗運賃相当) 医療機関への通院、機能回復機関への通所、各種福祉行事へ参加する場合には年48回を限度)		65歳以上 75歳以上	※町内在住 単身で住民税非課税の65歳以上 高齢者のみの住民税非課税世帯の75歳以上	H18年度	八千代町福祉介護課	0296-48-1111	https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/page001522.html
	運転に不安があるなどの理由で、令和3年4月1日以降に運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者の移動手段の確保を支援するため、八千代町デマンド交通「八菜まわ～る号」の利用券30枚を、申請により1回限り交付する。	○	65歳以上	1.町内に住民登録がある 2.自主返納した時点で65歳以上である 3.自主返納した日から1年以上経過していない 4.町税、保険料等を完納している	R3年度	八千代町福祉介護課	0296-48-1111	https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/page006047.html
五霞町	・コミュニティバスの利用運賃を割り引き(2分の1割り引き)		65歳以上	茨城シニアカードの提示	R5	五霞町まちづくり戦略課	0280-84-1111	https://www.town.goka.lg.jp/kurashi/kurashi-tetsuzuki/lifeline/koukyoukoutsuu/page001833.html
	・コミュニティバスの利用運賃を割り引き(2分の1割り引き)		65歳以上	五霞町介護保険被保険者証提示	R5	五霞町まちづくり戦略課	0280-84-1111	

市町村における運転免許自主返納者等に対する公共交通機関利用の優遇制度一覧（令和8年度）

R8.4.1現在

市 町 村	事業内容	事業の対象となる者			事業開始年度	問い合わせ先		ホームページURL
		免許返納が要件の場合は○を記入	事業の対象年齢	その他の要件		担当部署名	電話番号	
境町	タクシー利用代金の一部助成 ・1回あたり600円(往復1,200円)1ヶ月あたり3,000円(5回)が限度 ・人工透析を受けている方は、1か月あたり12,000円(20回)が限度		70歳以上	・医療機関への通院、機能回復訓練への通所のために利用 ・本人または家族が自動車税等の減免を受けていないこと	H17年度	境町福祉部介護福祉課	0280-81-1323	https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp/page/page000433.html
利根町	いずれかを選択(1人1回限り) ①大利根交通自動車株式会社が運行する路線バスの回数券(12,000円分) ②布川交通のタクシーおよび利根町ふれ愛タクシーの利用券(12,000円分) ③①と②の両方の組み合わせで、12,000円分(各6,000円分)	○	65歳以上	・自主返納をしたとき満65歳以上の者 ・満64歳の者で免許有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前からその者の誕生日の前日までに自主返納した者 ・自主返納した運転免許証の取消日又は運転経歴証明書の交付日から5年以内	H30年度	利根町防災危機管理課 消防交通係	0297-68-2211	https://www.town.tone.ibaraki.jp/kurashi/shoubou-koutsuu-bouhan/annzenn/page002895.html